

加入者が増えて
制度が
リニューアル!

生協組合員とご家族の介護保障

更新型

コープの介護保険

医療保険基本特約・傷害保険特約・介護一時金支払特約セット団体総合保険

団体契約で
10%割引!

新規加入は満40～満69歳の方が対象です。

介護一時金をお支払いする制度です。

介護医療保険料控除対象 ※傷害死亡保険金部分を除きます。

多様な継続コース

- 満65歳からの継続コースができました!
- 満84歳まで継続加入できます。



●保険金をお支払いする場合●

保険期間中に、疾病や傷害などにより所定の要介護状態(公的介護保険制度における要介護2から5に相当)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合、所定の介護一時金をお支払いします。

コース別 保険料

*保険料は男女同額です。

- 満40～満69歳までの方が新規加入の対象です(満84歳まで継続可能です)。*700万円コース・500万円コースを除きます。
- 保険期間は1年です。毎年1月1日更新です。●5歳きざみで保険料が変わります。●解約返れい金はありません。
- 団体割引10%を適用しています。●お1人様1コースの加入となり複数のコースへの加入はできません。
- ※保険開始日についてはP4のスケジュール一覧をご確認ください。

介護一時金 500万円コース

介護一時金 500万円 支払対象外日数 90日

傷害死亡保険金 100万円(天災危険補償特約セット)

新規加入 満69歳まで	
被保険者満年齢	月払保険料
40～44歳	150円
45～49歳	270円
50～54歳	480円
55～59歳	930円
60～64歳	1,800円

NEW

65歳からの継続コースに300万円コースができました!

65歳以降継続時に新たな告知なしでご継続できます。

介護一時金 700万円コース

介護一時金 700万円 支払対象外日数 90日

傷害死亡保険金 100万円(天災危険補償特約セット)

新規加入 満69歳まで	
被保険者満年齢	月払保険料
40～44歳	180円
45～49歳	350円
50～54歳	640円
55～59歳	1,280円
60～64歳	2,490円

65～69歳 3,030円

介護一時金 300万円コース

65～69歳 1,850円

65～69歳 4,220円

70歳以降継続時に新たな告知なしでご継続できるコース

介護一時金 100万円コース

支払対象外日数/90日

介護一時金 100万円

傷害死亡保険金 100万円(天災危険補償特約セット)

被保険者満年齢	月払保険料
70～74歳	1,330円
75～79歳	2,710円
80～84歳	5,390円

介護一時金 200万円コース

支払対象外日数/90日

介護一時金 200万円

傷害死亡保険金 100万円(天災危険補償特約セット)

被保険者満年齢	月払保険料
70～74歳	2,590円
75～79歳	5,360円
80～84歳	10,720円

介護一時金 300万円コース

支払対象外日数/90日

介護一時金 300万円

傷害死亡保険金 100万円(天災危険補償特約セット)

被保険者満年齢	月払保険料
70～74歳	3,850円
75～79歳	8,010円
80～84歳	16,050円

介護一時金 500万円コース

支払対象外日数/90日

介護一時金 500万円

傷害死亡保険金 100万円(天災危険補償特約セット)

被保険者満年齢	月払保険料
70～74歳	6,380円
75～79歳	13,310円

介護一時金 700万円コース

支払対象外日数/90日

介護一時金 700万円

傷害死亡保険金 100万円(天災危険補償特約セット)

被保険者満年齢	月払保険料
70～74歳	8,900円
75～79歳	18,600円

300万円コースも70歳以降継続時に新たな告知なしで300万円コース、200万円コース、100万円コースで継続できます。

- 保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。●年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。
- ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

告知の大切さについてのご説明

- 告知書はお客さまご自身がありのままをご記入ください。※口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。
- 損保ジャパン日本興亜または取扱代理店は告知受領権を有しています。
- 保険金のお支払方法等重要な事項は「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

〈重要!〉

★5歳きざみで保険料が変わります。

例えば、500万円コースに59歳の時に加入すると月々930円のお支払いですが、誕生日を迎え60歳になった翌年1月1日時点から月々のお支払いは1,800円になります。



介護医療保険料控除対象
※傷害死亡保険金部分を除きます。
(平成29年8月現在)

お問い合わせは
お気軽にどうぞ!

【取扱代理店】生活クラブ共済連
〒160-0022 東京都新宿区新宿6-24-20

TEL. 0120-808-320

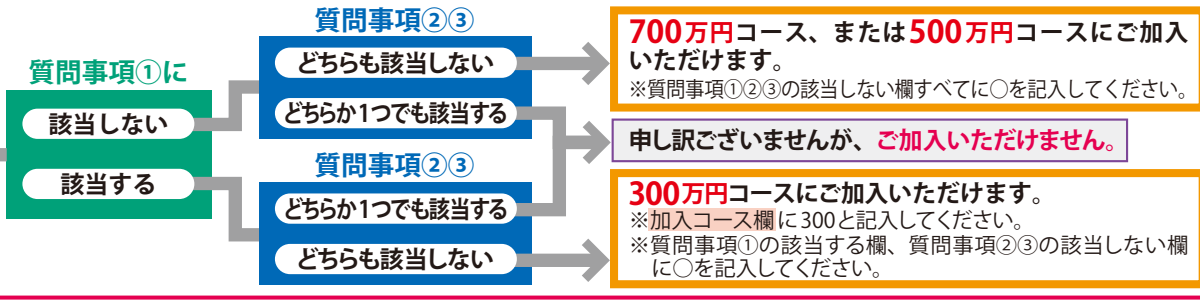
◆引受保険会社/損害保険ジャパン日本興亜株式会社 東京公務開発部 営業開発課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 損保ジャパン日本興亜本社ビル12F
TEL.03-3349-5420

詳しくは
中面を
ご覧ください。



告知に関する質問事項

右記の手順で告知を行ってください。質問事項①～③すべてに回答してください。



介護一時金 300万円コース
介護一時金 300万円
傷害死亡保険金 100万円
5歳きざみで保険料が変わります。
その他の条件についてはP1と同一です。
Table with columns: 年齢区分(満年齢), 月払保険料. Rows: 40~44歳 (110円), 45~49歳 (190円), 50~54歳 (310円), 55~59歳 (580円), 60~64歳 (1,100円), 65~69歳 (1,850円), 70~74歳 (3,850円), 75~79歳 (8,010円), 80~84歳 (16,050円).

「コープの介護保険」加入依頼書

医療保険基本特約、傷害保険特約、介護一時金支払特約セット団体総合保険

証券番号 911812J889 <帳票54402>

日本コープ共済生活協同組合連合会 御中 保険期間 平成30年 月1日から平成31年1月1日 ◆中途加入もできます。

申込人(加入者)は、別頁に記載の重要事項を確認し、日本コープ共済生活協同組合連合会が契約する新・団体医療保険(医療保険基本特約、傷害保険特約、介護一時金支払特約等セット団体総合保険)への加入を依頼します。また、特約の申し出をしないかぎり、毎年の自動継続による加入を依頼します。申込人(加入者)および被保険者は、募集文書または損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(http://www.sjnk.co.jp/)に掲載の個人情報の取扱いに同意します。

必須 太枠内の項目をもしもご記入ください。尚、告知日は保険金支払いの際の重要項目です。必ず自署でご記入ください。

Application form fields: 申込日(告知日), 組合員番号, 郵便番号, 住所, 氏名, 申込兼告知者署名(自署), 電話番号, 生年月日, 性別.

損害保険ジャパン日本興亜株式会社宛 記入誤り等により訂正する場合は必ず訂正印を押印するか、訂正署名してください。

【重要】★の項目は「告知事項」です。事実と異なる内容を記載した場合や事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。告知していただいた内容のご確認のため、本書面をコピーのうえ保管ください。また、「ご加入時における注意事項(告知義務等)」の内容について確認・同意し、ならびに本「プリント」に記載の「告知書の個人情報の取扱いに関する事項」を確認し、損保ジャパン日本興亜が必要な範囲において個人情報取得・利用・提供することに、加入者、告知者、被保険者(保険の対象となる方)とも同意します。

被保険者(保険の対象となる方) 注)年齢とは補償開始日時時点の満年齢になります。注)300万円コース加入時は300と記入してください。

Table for insured persons. Columns: ①新規, ②被保険者追加, 氏名, 性別, 生年月日, 年齢, 申込人(組合員)からみた続柄, 職業・職務名, 加入コース(万円), 告知回答欄(質問事項①～③すべてに回答してください).

Table for insured persons (continued). Columns: ①新規, ②被保険者追加, 氏名, 性別, 生年月日, 年齢, 申込人(組合員)からみた続柄, 職業・職務名, 加入コース(万円), 告知回答欄(質問事項①～③すべてに回答してください).

別居の親が加入する場合、上記告知回答欄にご記入のうえ、被保険者ご本人(別居の親)が以下の欄にご署名ください。

Signature and stamp area. Includes fields for 告知日, 告知者署名(自署), 合計月払保険料, 合計即時追加保険料, 代理店記入欄, 社内欄.

被保険者追加とは: すでにご加入の契約に、新たに被保険者を追加する場合のことをいいます。その場合の記入例は右記のとおりです。
別居の親が加入する場合: 別居の親が加入する場合は、告知回答欄にご記入のうえ、所定の欄に別居の親ご本人がご署名ください。

加入依頼書 記入例

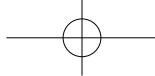
Example application form with callouts. Callouts explain: 申込人欄 (Application person section), 被保険者欄 (Insured person section), 告知事項 (Notification items), 加入コース (Enrollment course), 別居の親 (Resident parent).

コープの介護保険加入依頼書 受付控え. Includes fields for 申込人(加入者)氏名, お申し込みのコース (700万円, 500万円, 300万円), 加入依頼書受付日, 事業所名, 担当者名.

質問事項①～③すべてに回答してください。告知日現在、下記に該当する事項がありますか?
質問事項①
・次のa～cの疾病で、医師の治療(注1)(薬の服用指示・指導を含みます。)を受けている。
a. 高血圧 b. 慢性肝炎 c. 高脂血症
質問事項②
・次のa～eのいずれかの行為の際に、他人の介護(自分で補助用具(杖等を含みます。)を使用している場合も含みます。)が必要である。
a. 歩行 b. 食事 c. 排せつ d. 入浴 e. 衣類の着脱
・入院中または療養のため就床中である。または、入院の予定がある。

現在完治してるか否かを問わず、下記に該当する事項がありますか?
質問事項③
・医師により「認知症(注2)」または「精神障害がある(注3)」と診断されたことがある。
・右ページ別表の「病名・症状の一覧表」に記載の病気などで医師の治療(注1)を受けたことがある。

(注1) 医師の治療とは、実際に、医師の診察・検査を受けられること以外に、投薬・入院(※)・手術をすすめられること、日常生活指導・勤務上の制限・アドバイス等を受けることを含みます。
※検査入院や教育入院を含みます。
※人間ドックや健康診断の結果では告知していただくことができません。
病院での再検査を受けていただきその結果での告知をお願いします。
再検査の結果、特に異常なしと診断された場合は告知の必要はございません。
(注2) 「認知症」とは、正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。
(注3) 「精神障害」とは、統合失調症、気分(感情)障害(躁うつ病、うつ病など)、恐慌(パニック)障害、心的外傷後ストレス障害(PTSD)、アルコール依存などをいいます。
※「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の分類番号F00-F99に該当するものです。



病名・症状の一覧表	悪性新生物等	脳血管関係の病気等	気管支・肺の病気等	心臓関係の病気等	腎臓関係の病気等	腰・脊椎の病気等	その他
	・悪性しゅよう（各種がん・上皮内新生物・肉腫）	・脳卒中（脳出血、脳こうそく（脳軟化）、くも膜下出血）・一過性脳虚血発作	・慢性閉塞性肺疾患（COPD（慢性気管支炎、肺気腫など））	・虚血性心疾患（狭心症、心筋こうそく）・心筋症・心肥大・不整脈（心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。） ・心臓弁膜症・心不全	・慢性腎炎・腎不全（人工透析等治療を受けたことがある場合にかぎります。）・ネフローゼ症候群	・骨粗しょう症（治療を受けたことがある場合にかぎります。）	・糖尿病 ・こうげん病（全身性エリテマトーデス・強皮症・皮膚筋炎・関節リウマチ・多発性動脈炎・リウマチ熱など） ・肝硬変 ・頭部外傷（麻痺等の後遺障害があると診断された場合にかぎります。） ・厚生労働省指定の難病（指定難病に対する受給者証の交付を受けたことのある方）

※厚生労働省指定の難病については、右の厚生労働省ホームページを参照してください。 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、傷害保険特約、介護一時金支払特約等をセットしたものです。
- 保険契約者：日本コープ共済生活協同組合連合会
- 保険期間：平成30年1月1日午後4時から1年間となります。保険期間の途中でのご加入の場合はこのかぎりではありません。
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入者：生協の組合員または組合員と同一の世帯に属する方
- 被保険者：①生協の組合員または組合員と同一の世帯に属する方 ②左記①の配偶者・ご両親 ③左記①と生計を共にする同居のご親族・生計を共にする別居の未婚のお子さま（新規の場合は満40歳～満69歳、継続加入の場合は満84歳までの方が対象となります。）
- お手続き方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の生協までご提出ください。

	ご加入対象者	お手続き方法
	新規加入者の皆さま	添付の「加入依頼書」および「告知書」に必要な事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン（送付した加入依頼書に打ち出しのプラン）で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」*をご提出いただけます。 ※告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した書類をご提出いただけます。

- 中途加入：保険期間の途中でのご加入は、毎月、受付をしています。なお、加入スケジュールについてはP4加入の方法に記載しておりますので、ご確認ください。
- 中途解約：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口までご連絡ください。なお、解約に際して、返れい金のお支払いはありません。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【傷害】傷害死亡保険金*

保険金をお支払いする主な場合

保険期間中に事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。

$$\text{傷害死亡保険金の額} = \text{傷害死亡保険金額の全額}$$

*傷害死亡保険金には「天災危険補償特約」がセットされており、地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた傷害死亡に対しても保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

- 故意または重大な過失
 - 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為^(※1)を除きます。）、核燃料物質等によるもの
 - 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故
 - 脳疾患、疾病または心神喪失
 - 妊娠、出産、早産または流産
 - 外科的手術その他の医療処置
 - 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの
 - ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
 - 自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故
- (※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
- (※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

【その他特約】介護一時金

保険金をお支払いする主な場合

保険期間中に、疾病や傷害などにより所定の要介護状態(公的介護保険制度における要介護2から5に相当します。)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。

*この場合、被保険者が所定の要介護状態に該当した日の翌日に、この特約は効力を失います。また、傷害死亡保険金についても、被保険者が所定の要介護状態に該当した日の翌日に解約となります。

保険金をお支払いできない主な場合

- 故意または重大な過失
 - 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故
 - 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)
 - アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)
 - 先天性異常
 - 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの
 - 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
 - 地震、噴火またはこれらによる津波
- など

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

- クーリングオフ**
この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。
 - ご加入時における注意事項（告知義務等）**
 - ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
 - 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - ご契約者または被保険者には、告知事項^(※1)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
 - (※1)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
(告知事項) この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態
告知される方（被保険者）が認識している疾病・症状名が「病名・症状の一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「病名・症状の一覧表」に該当するが不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。
 - ★他の保険契約等^(※2)の加入状況
 - (※2)「他の保険契約等」とは、傷害保険（死亡保険金）、介護保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の損害保険のご契約または共済契約をいいます。
 - *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 - *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
 - *損保ジャパン日本興亜または取扱代理店は告知受領権を有しています。
 - ご加入初年度の保険期間の開始時^(※3)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパン日本興亜に告知していた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※3)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※3)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。(※3)保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
 - 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
 - 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパン日本興亜が契約した場合 など
 - ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、次の①から③までのいずれかの取扱いとなります。
 - ①特別な条件を付けずにご加入いただけます。
 - ②専用のコース（介護一時金300万円コース）でご加入いただけます。
 - ③今回はご加入いただけません。
 - ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
 - 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。この場合において、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ご加入後における留意事項**
 - 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
 - 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
(被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について)
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
 - この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。
- プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士、自動車競争選手、自転車競争選手その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
 - <重大事由による解除等>
 - 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 責任開始期**
 - 保険責任は保険期間初日の平成30年1月1日午後4時に始まり、加入スケジュールについてはP4加入の方法をご確認ください。
 - ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の

円コース
10万円
10万円
わかります。
と同じです。

保険料
110円
190円
310円
580円
100円
350円
350円
110円
050円

すべてに
に該当
すか?

病で、医
の服用
します。)

生肝炎

いくつかの行
介護(自分
を含みま
る場合も
である。
事
谷

妻のため
は、入

を問
る事項

定^(注2)」ま
ある^(注3)」
がある。
病名・症
候の病気
^(注1)を受

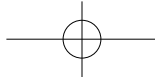
に、実際
に、なら
れるこ
*・手術
を
の生活指
サイス等
。ご
含みます。
判断の結果
よくことが

受けていた
告知をお願

に異常なし
は告知の必

正常に発
病内に後天
変または
つ持続的
ます。
は、統合
障害(躁
恐慌(パ
・傷後スト
レコル依

病統計情
および死
-10 (2003
られた分
号F00-F99
。



開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合は、その保険金の支払事由については保険金をお支払いします。
 (注1) 傷害死亡保険金については、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後も保険金をお支払いできません。
 (※1) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
 (※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理申請書、住民票 など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③ 傷害または疾病の程度、損害の額、損害の程度および損害の範囲等が確認できる書類	● 被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
④ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤ 損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(注1) 保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
 (注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 病气やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。
 ● ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。
 また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合は、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料のうち、傷害による死亡保険金をお支払いする特約に対応する保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時に約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
 この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

○ 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
 ○ 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。
 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

10. 介護医療保険料控除について

介護一時金支払特約の保険料部分のみ「介護医療保険料控除」の対象となります。(平成29年8月現在)なお、保険料控除証明書は加入者カードとセットで送付されます。

11. 傷害死亡保険金の受取人について

死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。傷害死亡保険金受取人を変更する場合は、あらかじめ損保ジャパン日本興亜に通知が必要です。また、傷害死亡保険金受取人を変更した場合は、自動的に継続されず、毎年変更手続きならびに被保険者の同意が必要となります。

12. 用語のご説明

【傷害(ケガ)】 急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。
 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
 ・靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
 【疾病(病気)】 傷害以外の身体の障害をいいます。

お問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

取扱代理店・引受保険会社 ● 保険商品の内容全般や補償内容に関するお問い合わせは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

- 取扱代理店 **生活クラブ共済連** ● 引受保険会社 **損害保険ジャパン日本興亜株式会社 東京公務開発部 営業開発課**
 〒160-0022 東京都新宿区新宿6-24-20
 TEL 0120-808-320 : FAX 0120-808-261
 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

- お客さま告知相談窓口 **ご加入をご検討される際の告知に関するご相談は右記の電話番号までご連絡ください。 TEL : 0120-101-591**
 受付時間: 平日 午前9時から午後5時まで (12月31日から1月3日を除きます。) ※告知以外のご相談(補償内容、加入依頼書の記入の方法等)は、取扱代理店までご連絡ください。
- 保険金請求に関するお問い合わせ窓口 **事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。**
事故サポートセンター TEL : 0120-727-110 ◆ 受付時間 24時間365日

- 損保ジャパン日本興亜への相談・苦情窓口 **損保ジャパン日本興亜** 受付時間: 平日 午前9時から午後8時まで
損保ジャパン日本興亜への相談・苦情に関しては カスタマーセンター 土日祝日 午前9時から午後5時まで
 下記のカスタマーセンターまでご連絡ください。 **TEL : 0120-888-089** (12月31日から1月3日までは休業)
 ※ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。
 <損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト> <http://www.sjnk.co.jp/>

- 指定紛争解決機関 **損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。**
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター (ナビダイヤル) 0570-022808 (通話料有料) IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
 (受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで 土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。) 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

承認番号: SJNK16-10492 作成年月日: 2017年6月30日

損保ジャパン日本興亜・アタスタントダイヤル

「コープの介護保険」にご加入いただいた皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。お電話番号はご加入後にご案内します。

- <サービスメニュー>**
- 健康・医療相談サービス
 - 公的給付相談サービス(予約制)
 - 介護相談サービス
 - 法律・税金相談サービス(予約制・30分間)
 - 健康チェックサポートサービス
 - 予約制専門医相談サービス
 - 医療機関情報提供サービス
 - メンタルITサポートサービス(Webストレスチェック)
 - 健康管理相談サービス
 - 育児相談サービス
 - メンタルヘルス相談サービス

(注1) 本サービスは損保ジャパン日本興亜のグループ会社およびその提携業者がご提供します。
 (注2) ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
 (注3) ご利用は日本国内からにかぎります。
 (注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

加入の方法

加入依頼書の提出

- 告知していただいた内容のご確認のため、本書面をコピーのうえ、保管してください。
- 告知していただいた内容をご確認される場合は、損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

毎月の締切日 以下のスケジュール一覧をご確認ください。

保険の開始日 以下のスケジュール一覧をご確認ください。

保険料の引き落とし

以下のスケジュール一覧をご確認ください。登録された口座より引き落としとなります。引き落とし以外の方法での集金はできませんのでご注意ください。

加入者カードの送付

加入者カードは大切に保管してください。また、初回保険料引き落とし後3か月を経過しても加入者カードが届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。

契約継続時の取扱い

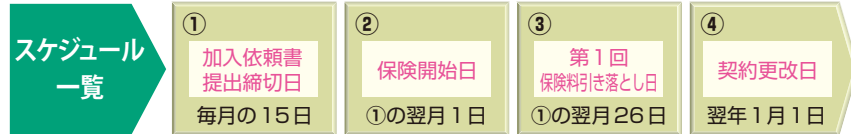
既加入者については、前年と同条件で継続加入を行う場合は加入依頼書の提出は不要です。継続加入を行わない場合、または前年と条件を変更して加入を行う場合は、その内容を記載した書類の提出が必要となります。

【保険料の自動引き落としができなかった場合】

- 初回保険料が引き落としできなかった場合は、その翌月2回分の引き落としの請求をします。初回保険料が2回連続して引き落としできなかった場合は、申込みは無効となります。
- 第2回目以降の保険料引き落としができなかった場合は、翌月2回分の引き落としの請求をします。保険料が2か月連続して引き落としできなかった場合は、最終保険料引落月の翌月1日に保険契約は失効となります。

【契約の変更や解約をしたい場合】 加入窓口までご連絡ください。

【生協を脱退する場合】 このコープの介護保険は生協組合員を対象とした制度のため、コープの介護保険も脱退の手続きをさせていただきます。



※北海道の①は毎月の10日になります。北海道の③は毎月の27日になります。

告知書の個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパン日本興亜は、この告知書に記載された個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、等を行うために利用するほか、下記①および②、その他業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供を行います。

- ① 損保ジャパン日本興亜が、上記業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
- ② 損保ジャパン日本興亜が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があること。

なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。
 損保ジャパン日本興亜の個人情報保護宣言等については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)をご覧ください。募集文書掲載の取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約 保険金額 保険期間
- 保険料、保険料払込方法 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2 ご加入いただく内容に誤りが無いかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください)。

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

3 お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

募集文書作成部署 団体・公務開発部第一課
 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
 TEL 03-3349-5401

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 加入者カードは大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者カードが届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。